



11月は児童虐待防止推進月間です



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。



子どもを守るべき立場にある保護者や養育者が、子どもに虐待を加え、命さえも奪ってしまうという痛ましい事件が後を絶ちません。

11月は、厚生労働省、内閣府が提唱する「児童虐待防止推進月間」です。

児童虐待によって、かけがえのない命が失われることのないよう、「児童虐待かも？」と気づいたら、迷わず相談や通告をお願いします。^{とくめい}匿名でもかまいません。相談や通告をした人のプライバシーは保護されます。

【問】子育て支援課(総和庁舎) ☎92-3111

児童虐待とは…

身体的虐待

なく殴る、蹴る、^け叩く、^{たた}投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、^{おほ}溺れさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉による^{おど}脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など



市イベント等
でオレンジ
リボン運動
の啓発活動
を行っています

